常陸太田市スポーツ推進計画



常陸太田市ロードーレース・親子ふれあい大会

2019年3月 常陸太田市教育委員会

目 次

【第	1 1	章】	Ē	計區	町の	7)	摡	要																								
	1 氰	計画?	策是	主(7	背	景	と	趣	旨		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	2 氰	計画	の	∄自	勺		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	3 🖥	計画	の <u>{</u>	立世	量~	づ	け		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	4	計画	の其	钥間	引		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
	5	「ス	ポー	-)	ソ」	(の	定	義		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
【第	2 章	章】	Ē	見北	大。	と	課	題																								
	1 ₹	見状	と言	果是	夏		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
【第		章】		甚ス	 	方	針																									
		基本	方針	汁		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	2	目標		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
【第	41	章】	í	各方	包含	策	の	展	開																							
	1 -	子ど	ŧ, c	クン	スァ	尖,	_	ツ	活	動	0)	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
		施	策(1	1	幼	児	期	•	児	童	期	に	お	け	る	運	動	0	充	実											
		施	策(2	ì	商	切	な	運	動	部	活	動	0	推	進																
		施	策(3)	7	ス)	ポ	_	ツ	教	室	(1	ベ	ン)	0	充	実												
	2 2	スポ	一)	ソを	żì	通	じ	た	健	康	増	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
		施	策(1)	ľ	高	舲	者	0	ス	ポ		ツ	活	動	0	推	進														
		施	策(2	ß	章	が	<i>\</i> \	者	0)	ス	ポ		ツ	活	動	0	推	進													
		施	策(3)	7	ス)	ポ	_	ツ	に	親	し	め	る	機	会	及	び	ス	ポ	_	ツ	情	報	0	提	供					
	3 2	スポ	— <u>)</u>	ン方	包言	没(0	整	備	と	適	切	な	維	持	管	理		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
		施	策(1	7	钊	用	状	況	等	に	見	合	9	た	適	正	な	施	設	整	備										
		施	策(2)	ħ	幾ī	能	別	0)	ス	ポ	_	ツ	施	設	(D)	再	編														
【第	551	章】		計區	町の	か	推	進																								
	1 1	各団	体等	等と	<u> </u>	か;	連	携		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
	$2\dot{i}$	催行 :	管理	里		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0

関連資料

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

これまで我が国のスポーツは 1961 年(昭和 36 年) に制定された「スポーツ振興法」の下、我々の身近なものとして広く浸透し発展してきました。しかしながら近年、ライフスタイルや価値観の多様化等により、スポーツニーズも多様化しています。

国は「スポーツ振興法」を 50 年ぶりに全面改正し、2011 年(平成 23 年)に「国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与すること」を目的とする「スポーツ基本法」を制定しました。また、2012年(平成 24 年)に年齢や性別、障がいの有無等を問わず、広く人々がスポーツに関わることができる環境を整備するため、スポーツ推進の基本方針を掲げた「スポーツ基本計画」を策定し、現在は「第 2 期スポーツ基本計画」により、スポーツ立国の実現を目指しています。

また、県においては、2019年に開催する「いきいき茨城ゆめ国体」及び「いきいき茨城ゆめ大会」を機に、スポーツ関心の更なる高まりが期待される中、2015年(平成27年)に「茨城県スポーツ推進計画」を策定し、活力と生きがいのある生涯スポーツ社会の実現に向けて、スポーツ振興に係る施策に取り組んでいます。

一方、本市は2005年(平成17年)に「常陸太田市スポーツ振興計画」を策定し、スポーツを通して、健康な心を育て、地域とのふれあいや絆を深めることができるよう、市民が支えあいながら健康で明るく活力に満ちた生涯スポーツ社会の実現を目指して、様々な施策に取り組んできたところです。

運動の習慣化を促進することで生活習慣病の予防等を目的としたチャレンジデーでは参加率が上昇(H21 年度 35.9%→H30 年度 59.7%)し、誰もが気軽に親しめるスポーツとして普及を図ってきたグラウンド・ゴルフでは市体育協会においてグラウンド・ゴルフ部が発足し、自ら大会を開催するなど一定の成果を上げています。さらに、2018年(平成 30 年)には、日本女子ソフトボール競技における国内最高峰の大会である「全日本総合女子ソフトボール選手権大会」が本市で開催され、多くの市民が国内トップレベルの試合を観戦することで、国体開催に向けた機運が高まっています。

しかし、その一方で、少子化等の影響によるスポーツ少年団の団員の減少 (H26 年度 35 団体・699 名→H30 年度 27 団体・545 名) や施設の老朽化等への対応など、様々な問題も生じています。

このような中、すべての市民が、ライフステージに応じ、誰もがいつでも、どこでも、いつまでも気軽に楽しくスポーツ・レクリエーションに親しめるよう環境を整備することを目的に「常陸太田市スポーツ推進計画」を策定するものです。



2 計画の目的

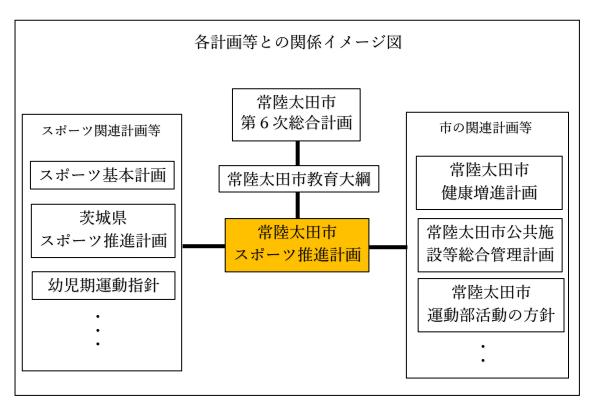
2011年(平成23年)6月に制定されたスポーツ基本法(平成23年法律第78号)において、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、スポーツは、青少年の健全育成、地域社会の再生、健康で活力に満ちた長寿社会の実現、社会・経済の活力の創造、国際的な交流・貢献など、国民生活において多面にわたる意義と役割が期待されています。

本市においても、スポーツ基本法のこれらの趣旨に基づき、市民がいつでもどこでもスポーツに親しむことのできる環境の整備と、主体的、継続的なスポーツ活動の支援、また、地域に根差したスポーツの振興を目指すため「常陸太田市スポーツ推進計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第 10 条第 1 項の規定に基づく、「地方スポーツ推進計画」として策定するものです。

策定にあたっては、本市の上位計画である「常陸太田市第6次総合計画」(以下「市総合計画」という。)を具現化する計画の一つとして「常陸太田市健康増進計画」(以下「健康増進計画」という。)や「常陸太田市公共施設等総合管理計画」(以下「公共施設等総合管理計画」という。)などの各計画と連携するとともに、国のスポーツ基本計画や茨城県スポーツ推進計画と整合を図りながら、本市のスポーツ施策を推進していくための計画とします。



4 計画の期間

本計画の期間は、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間とします。なお、当該期間内において、国・県の動向や市総合計画など上位計画の見直しなど、本計画に関する大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (H31)	2020年	2021年	2022年	2023年
	-第5次総合	, ,	` ′	` ′	←第6次総合計画前期基本計画→						
	常陸太田市教育大綱(第1期)										
	第1期スオ	『一ツ基本	計画(国)		第2期スポーツ基本計画(国)						
	茨城県.					スポーツ推進計画					
								常陸太田	市スポーツ	/推進計画	

5 「スポーツ」の定義

本計画における「スポーツ」とは、技術や能力を伸ばすことを目的とした競技スポーツ をはじめ、年齢や性別、障がい等を問わず、広く市民が体力や健康の保持・増進、介護予 防等それぞれの目的に応じて行うあらゆる運動のことを言います。

第2章

現状と課題

1 現状と課題

市では、市民がスポーツ、運動及びレクリエーション活動を通して、生涯にわたり心身ともに健康で楽しく生き生きと生活ができることを目指しています。

このため、スポーツ競技による向上心の醸成や楽しくできる運動を通して心と体の健康の増進を図るため、スポーツ大会の開催やスポーツ団体等への支援をはじめ、日頃の運動習慣のきっかけづくりを目的としたラジオ体操教室や子どもたちの発育・発達段階に応じた各種教室の開催に取り組んでいます。しかし、今回の計画の策定にあたり、市民の皆様の日頃の健康づくりや体力づくり、スポーツ活動に関する状況や意見について把握するため、アンケートを実施したところ、自分の体力に「どちらかといえば不安がある」、「不安がある」という回答が合わせて 44.7%であるとともに、「あなたは運動不足を感じていますか」という問いに対しては、合わせて 76.4%が「大いに感じている」、「ある程度感じている」と回答していることから、「多くの市民の自分の体力についての不安」に対する対応が課題となっています。

スポーツ施設については「年齢や競技レベル及び内容を問わず、レクリエーションや健康づくりに使用する運動広場」、「競技者の日常のトレーニングに使用可能なグラウンド」、「一定規模の大きさの大会開催が可能な競技場」「駐車場やトイレ等の付帯設備」等の施設がバランスよく設置されていることが望ましいとされています。

本市のスポーツ施設は、①山吹運動公園、②白羽スポーツ広場、③春友彫刻の森運動公園、④温水プール、⑤大里ふれあい広場、⑥大方運動広場、⑦水府海洋センター、⑧天下野運動公園、⑨松平運動公園、⑩里美運動公園の計 10 施設が存在しますが、本市のスポーツ施設の中心である「山吹運動公園市民体育館」が築 40 年以上経過し、老朽化が進んでいるほか、各種大会、スポーツ合宿や生涯スポーツでの利用等、様々なニーズの変化により、そのニーズに対応できない施設も発生しています。

市民アンケートにおいても、スポーツ施設の整備や充実を求める声は高く(41.0% 複数回答)、多くの市民が十分にスポーツを楽しみ、いつでも気軽にスポーツ活動が行えるよう適切に施設整備を進める必要があります。

本市は、2004年(平成16年)の合併により県内一の面積を誇りますが、既存のスポーツ施設は合併前に旧市町村で整備されたものが多く、テニスコートなど機能が重複する施設も存在します。さらに、施設・設備の老朽化により、管理運営や施設維持のための改修や更新に多額の費用を要しており、今後さらに増加することが想定され、大きな課題となっています。

また、本市は、今後も人口の減少が続くことが見込まれ、2015 年(平成 27 年) 12 月に 策定された常陸太田市人口ビジョンでは、人口減少対策として実施する各種施策目標の達 成によって人口減少の抑制がなされた場合の人口目標を 2035 年で 44,946 人としており、 人口減少により税収の恒常的な増加は期待できないことから、すべてのスポーツ施設を現 状のまま維持していくことは困難となっています。

市民アンケートにおける「本市のスポーツを推進させるためにどのようなことに力を入れるべきか」との質問に前述のとおり、41.0%(複数回答)の市民が「施設の整備及び充実」を選択し、施設整備における「老朽施設や類似施設の統廃合等適正配置の必要性」に

ついての質問に68.3%の市民が「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えていることから、施設の整備や充実を進めながらも、将来にわたり市で保有を続ける施設等を見極め、複合化等による施設の統廃合や維持管理コストの縮減の必要性が求められています。



山吹運動公園



ラジオ体操教室

第3章

基本方針

1 基本方針

ライフステージに応じて、誰もがいつでも、どこでも、いつまでも気軽に楽しくスポーツ・レクリエーションに親しめるよう環境整備を進めます。

特に子どものうちから運動習慣をつけ、将来にわたってスポーツを楽しむための能力の 育成や心身の健康度の改善を図るため、子どもの自主的なスポーツ活動を支援するととも にスポーツがもたらす効果として期待が大きい健康増進についての施策に取り組みます。

2 目標

基本方針の達成のため、本計画の目標を以下の3つの項目を柱として施策を進めます。

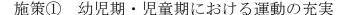
【子どものスポーツ活動の推進】

文部科学省で2007年度(平成19年度)から2009年度(平成21年度)に実施した「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究」では4割を超える幼児の外遊びをする時間が1日1時間(60分)未満となっています。

外遊びなどの体を動かす機会の減少は、子どもの体力・運動能力の低下のみならずコミュニケーションをうまく構築できないなど、豊かな人間性を身に着けるうえでの悪影響が考えられ、主体的に体を動かす機会の確保は大きな課題となっています。

これらを踏まえ、子どもの体力の現状と将来への 影響運動 (スポーツ) を楽しむための能力の育成や 心身の健康度の改善にも目を向けた総合的な取り組 みを行います。

特に小学生の年代が活動的な生活習慣を身に着けるためのきっかけづくりや、外遊びや運動・スポーツの時間、空間等の「場」の確保を学校・保護者・地域と連携を図りながら推進します。



施策② 適切な運動部活動の推進

施策③ スポーツ教室(イベント)の充実



体育遊びで体力づくり教室

【スポーツを通じた健康増進】

2017年度(平成29年度)にスポーツ庁が実施した「スポーツの実施状況等に関する世論調査」では運動やスポーツが個人や社会にもたらす価値として、60代の74.5%、70代の77.8%が「健康・体力の保持増進」を挙げており、高齢者層におけるスポーツを通じた健康増進に対する期待は大きいといえます。

本計画においても市の健康増進計画と連携し、楽しく継続的にスポーツに取り組み、介護予防等を通じて健康寿命の延伸を図るため、市体育協会やスポーツ推進員を中心にグラウンド・ゴルフやラジオ体操教室、スポーツウエルネス吹矢等、高齢者の年齢、体力等に応じた生涯スポーツやレクリエーションを推進します。

更にチャレンジデーの取組を強化し、運動の習慣化を促進することで生活習慣病の予防・ 改善を図ります。なかでも普段会社勤めをしている現役世代については、事業所と連携し、 通勤時間や休憩時間等に気軽にスポーツに取り組める環境づくりを推進します。

また、2019年に開催される「いきいき茨城ゆめ大会」の開催を契機とし、障がいへの理解を深めるとともに、障がいの種類や程度に応じて、誰もが参加しやすく楽しく健康の維持・増進が図れる運動やスポーツ活動を推進します。

施策① 高齢者のスポーツ活動の推進

施策② 障がい者のスポーツ活動の推進

施策③ スポーツに親しめる機会及びスポーツ情報の提供



スポーツチャレンジデー グラウンド・ゴルフ大会

【スポーツ施設の整備と適切な維持管理】

スポーツ施設の整備については、整備後の維持管理が重要となってきます。利用者から 使用料を徴収する施設もあることから、常に快適に使用できるようにしなければなりませ ん。

費用面では、建設費だけではなく、計画段階から人口動態、施設の規模、利用者数、利用者層等の実情を踏まえ維持管理コストにも配慮することが重要です。

施設設備等の選定にあっては、ライフサイクルコスト(施設設備等を取得・使用するために必要な費用の総額)の軽減に主眼を置くことが重要であり、「早期劣化」や「不測の不具合」の発生による労力・経費等のロスのないよう注意しなければならず、長期的な視点に立った計画的な改修・更新を視野に入れる必要があります。

よって、このような視点から、より多くの市民が十分にスポーツを楽しみ、また、いつでも気軽にスポーツ活動が行えるような施設・設備の整備及び適切な維持管理に努めます。

施策① 利用状況等に見合った適正な施設整備

施策② 機能別のスポーツ施設の再編

第4章

各施策の展開

【1 子どものスポーツ活動の推進】

施策① 幼児期・児童期における運動の充実

幼児期・児童期は、神経機能の発達が著しく、タイミングよく動いたり、力の加減をコントロールしたりするなどの運動を調整する能力が顕著に向上する時期です。

特に遊びを中心とする身体活動は、多様な動きを身につけることができ、基礎的な体力やコミュニケーション能力の向上にもつながるため、この時期に自発的に体を動かして遊ぶ機会を十分確保することがとても重要です。

しかしながら現代の子どもたちは、塾通いやテレビ ゲーム・携帯機器の普及、空き地等の手軽な遊び場の 減少により、外遊びの機会が減少しています。

市では幼児期・児童期の子どもたちが多様な運動を 経験できるような機会を創出することが重要と考え、 学校等や地域と連携し、運動遊びやスポーツの「場」 の提供を推進します。



親子でリズムにのって楽しくあそぼう教室

主な取り組み

- ・発育、発達の特性に応じた「体育遊び」を中心とした幼児体育の導入
- ・スポーツ少年団等への支援
- ・放課後子ども教室等でのスポーツ活動支援
- ・指導者の育成支援

施策② 適切な運動部活動の推進

中学校における運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・ 能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、人間関係の構築や責任感等の 涵養に資するなど、多様な学びの場として大きな意義を持っています。

指導に当たっては、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮する必要があり、安全確保や指導内容の充実を図り、安全にスポーツ活動を行いながら、生徒等の負担が過度とならないよう学校全体の教育活動として適切な運営をすることが求められています。

市では生徒にとって豊かな学校生活を経験するために望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指します。

施策の実施に当たっては国のガイドライン並びに県運営方針に則り策定した「常陸太田市運動部活動の方針」(2018年(平成30年)7月)に基づき、運動部活動が生徒にとって有意義な活動となるよう、学校や地域等と連携を深めながら適切な運営を推進します。

主な取り組み

- ・学校教育の一環としての適切な運動部活動の運営のための体制整備
- ・競技種目の特性を踏まえた科学的根拠に基づくトレーニングの導入等による合理的か

- つ効率的・効果的な活動の推進
- ・学校や地域の実態に応じた連携による生徒のニーズに基づいたスポーツ環境整備の推進

施策③ スポーツ教室(イベント)の充実

スポーツを始めた子どもたちが、日常的にスポーツに親しみ、スポーツのある生活を楽 しむことができるよう、スポーツ機会を充実させます。

ニーズに合わせ、参加しやすい・参加したいと思う教室やイベントを企画・開催し、気軽にスポーツの楽しさを体感できる取り組みを推進します。

主な取り組み

- ・幼児や小学生を対象としたリズム遊びや陸上競技等の教室の開催
- ・柔道及び剣道や駅伝競技などの各種スポーツ大会の開催及び支援





ジュニア陸上教室

【2 スポーツを通じた健康増進】

施策① 高齢者のスポーツ活動の推進

高齢化の進展に伴い、本市においても高齢者を対象としたスポーツプログラムのニーズ が高まっています。

健康で長生きするためには、自分に合った運動を見つけ、仲間とともに楽しく、無理なく、継続して運動を行うことが大切です。

日頃の運動習慣のきっかけづくりとして、現在普及が進んでいるグラウンド・ゴルフの他、いつでも、どこでも、誰でも気軽にできるラジオ体操やゲーム感覚で楽しみながらでき、腹式呼吸による様々な健康効果が期待できるスポーツウエルネス吹矢を推進することで、市民が年齢や体力に応じてスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できる環境を整備します。

主な取り組み

- ・ラジオ体操教室の開催
- ・地域団体(町会・体協支部等)におけるラジオ体操指導員の育成
- ・ラジオ体操・スポーツウエルネス吹矢等によるニュースポーツの推進

施策② 障がい者のスポーツ活動の推進

障がい者の社会参加やリハビリの一環として、障がい者のスポーツ活動の充実が求められています。

2019年に本市において開催される「いきいき茨城ゆめ大会」(種目:ソフトボール、グランドソフトボール、フットベースボール)を契機に、大会を通して障がいへの理解を深め、障がい者の自立や社会参加を推進するため、障がいのある人とない人が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションの推進についてなど、障がい者スポーツの普及に向けた調査・研究を行います。

施策③ スポーツに親しめる機会及びスポーツ情報の提供

各種イベントやスポーツ教室の開催などにより、市民が気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進します。

また、市民のスポーツ活動への参加を推進するため、多様な情報発信手段やメディア等を活用し、スポーツに関する情報の効果的な発信を図ります。

【3 スポーツ施設の整備と適切な維持管理】

施策① 利用状況等に見合った適正な施設整備

市民アンケートでは、残す施設を拠点施設として利用しやすいように改修・改善する場合、どのような方法が有効だと思われますかという問いに 42.8% (複数回答)の市民が「多くの市外・県外の人にも利用してもらえるような改修」と回答しているほか、71.9% (複数回答)の市民が、「子供から高齢者まで気軽に利用が可能な生涯スポーツ推進のための改修」を望むと回答しています。一方で、同じ質問に対し 38.9%の市民が「現状維持を基本とした最小限の改修」と回答しています。よって、今後は、市内全てのスポーツ施設(10施設)について、このような市民ニーズに配慮しながらも、利用状況等に見合った整備方針を決定・実行するための「スポーツ施設整備計画」を策定し、適正な施設整備を進めていくこととします。なお、策定に当たっては、現在の人口規模・利用状況等を鑑み、以下の施設を中心に進めていくこととします。

山吹運動公園

都市公園であり、体育館・野球場・テニスコート・多目的グラウンド・武道館等の施設が整備されています。また、宿泊研修施設である西山研修所が隣接しており、市民の利用はもちろん市外からの利用者(スポーツ合宿等)も多いことから、本市のスポーツ活動における拠点となっています(平成29年度延利用者数206,156人)。

しかしながら、施設の中心である体育館が建築から 40 年以上が経過し、施設が老朽化しているとともに、市民アンケートの結果からも「子供から高齢者まで気軽に利用が可能な生涯スポーツ推進」の場としての施設利用のニーズが高い (71.9% 複数回答) など、様々な市民ニーズへの対応が必要になってきていることから、今後も本市のスポーツ活動の拠点と位置付け、市民の利用の他、スポーツ合宿等による交流人口の拡大等を図るとともに、市民ニーズに合った更新・改修を視野に入れた施設整備を進めていくこととします。

白羽スポーツ広場

ソフトボール専用の球場が4面整備されており、2019年開催の「いきいき茨城ゆめ国体」では成年男子ソフトボールの会場となっています。また、成年のサッカーが行える広さの広場が、天然芝で整備されています。市のソフトボール及びサッカー競技の中心的施設であることから、一年中を通して利用が多い反面(平成29年度延利用者数14,163人)、適正な芝養生期間が確保できず、特にサッカー競技実施後の芝の管理に苦慮しているという課題があります。

近年、サッカー人口の増加に伴い、サッカー場の不足が懸念されることから、一年を 通した施設利用が可能となる施設整備を進めていくこととします。

大里ふれあい広場・大方運動広場

大里ふれあい広場は、軟式野球場・テニスコート・ふれあいセンター(屋内クロッケー場)・ターゲット・バードゴルフ場・運動広場等の施設が整備されています。特に、ターゲット・バードゴルフ場は、(一社)日本ターゲット・バードゴルフ協会公認コースとして市内外から利用されており、引き続き適切な管理が必要となります。また、軟式野球場についても、地域のスポーツ少年団、シニアリーグのチーム等、地域のスポーツ団体の利用が多いことから、市民が広く利用できる施設となっており、適切な管理が必要となります。(平成29年度延利用者数27,876人)。

大方運動広場は、ソフトボール中心のグラウンドと少年サッカー中心のグラウンドの2面が整備されており、特に週末はスポーツ少年団、少年野球チーム等の利用が多く(平成29年度延利用者数3,517人)、飽和状態となっていることから、今後の不足が懸念されるサッカー場としての利用と合わせ、市民の利用ニーズに対応するための施設整備を進めていくこととします。

施策② 機能別のスポーツ施設の再編

施設の老朽化に伴い改修や更新を必要とする施設が増えてきます。

「1 現状と課題」でも述べたように、すべてのスポーツ施設を現状のまま維持することは困難であることから、施設の改修・更新にあたっては、将来費用の発生を抑制するため、利用できるスポーツの種類等、機能別に施設の再編(集約化・複合化等)を進める必要があります。

今後は長期的な視点に立ち、施設整備を実行するための「スポーツ施設整備計画」の策定を進め、計画的に施設の再編を進めるとともに、整備にあたっては建設費のみならず、竣工後のライフサイクルコストにも目を向け、維持管理コストの縮減を図ります。

また施設の再編により地域におけるスポーツ活動に支障をきたすことのないよう、学校 開放事業等の活用により、身近で手軽に活動できる場の確保に努めます。

第5章

計画の推進

1 各団体等との連携

○スポーツ関連団体の育成・連携強化

少子化の進行とともにスポーツ少年団の団員数が減少しており、子どもたちのスポーツ への関心を高めることが課題となっています。

スポーツ少年団への小学生の加入率を高めるとともに指導者等の育成に努め、団活動の活性化を図ります。

また体育協会は市民のスポーツ・健康を通しての豊かなまちづくりを推進する役割を担っていることから、加盟団体と連携・協力を図り市民の多様なニーズに応えることができようスポーツの振興を図ります。

- ・スポーツ少年団、体育協会等の育成・連携強化
- ・スポーツ推進員協議会への支援
- ・鯨ヶ丘スポーツクラブ(総合型スポーツクラブ)への支援

○スポーツサポーター (ボランティア) の育成

スポーツにおけるサポート活動を実施する(始める)うえで、市民アンケートでは情報の少なさなどの問題を挙げる声もあることから、「いきいき茨城ゆめ国体」及び「いきいき茨城ゆめ大会」を契機にスポーツに関わる人材の育成を図り、スポーツにおけるサポート活動に市民が気軽に参加できる仕組みづくりを整備します。

2 進行管理

本計画に基づく進行管理は、市総合計画や健康増進計画等と連携し、一体的に管理します。

関連資料

常陸太田市スポーツ推進計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定に基づき,本 市におけるスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした常陸 太田市スポーツ推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、常陸太田市ス ポーツ推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。
 - (1) 推進計画の策定に関すること。
 - (2) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会教育長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) スポーツ団体代表者
 - (3) スポーツ推進委員
 - (4) 学校関係者
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から推進計画が策定された日までとする。ただし、その職により委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、議長 となる。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附則

この要項は、平成30年12月13日より施行する。

常陸太田市スポーツ推進計画策定委員会委員

氏 名	所 属	備考
大森 眞一	鯨ヶ丘スポーツクラブ会長	会 長
篠原 勝幸	体育協会副会長	副会長
菱沼 哲朗	スポーツ推進委員協議会会長	
長嶋 猛夫	スポーツ少年団本部長	
柴田 崇	老人クラブ連合会会長	
篠原陽一	学校長会会長	
井坂 勝安	町会長協議会連合会会長	
田所美朗	公民館連絡協議会会長	
綿引 況子	保健推進委員	
猪狩 亮人	学識経験者	

施設一覧

施		所在地	開館年月	敷地面積(m²)
山吹運動公園	体育館(2分割)			
	柔剣道室		HTTT. FO F	1 010
	卓球室(3 台)		昭和 52.7	1, 219
	会議室			
	運動広場 (照明付)		昭和 53.6	00.000
	芝広場			22, 862
	テニスコート(砂入人工		昭和 54.7	
	芝6面・照明付)	新宿町1	平成 23 震災復	4,647
			旧	
	野球場		昭和 49.1	15, 450
	少年野球場		昭和 51.5	4, 208
			平成 26.7 改修	4, 200
	弓道場(6人立ち)		昭和 54.6	630
	相撲場		昭和 53.6	1, 963
	武道館(3分割)		昭和 57.4	1, 924
春友彫刻の森運	テニスコート			1, 321
動公園	(砂入人工芝2面)	 春友町 43-3	平成 9.5	
	親水公園		1 /3/2 0:0	2, 620
	ふれあい広場			1, 450
白羽スポーツ広	多目的スポーツ広場			
場	(ソフトボール4面)	 白羽町 1738-1	平成 10.10	108, 200
	ふれあいスポーツ広場	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1 /// = ** = *	,
	(サッカー1 面)			
大里ふれあい広				
場	テニスコート			
	(砂入人工芝2面)			
	ふれあいセンター	I III III - 1 1 0 1	*	
	(屋内クロッケー場2分	大里町 4401	平成 3.4	43, 319
	割)			
	ふれあいプール			
	ターゲットバードゴルフセ			
十七海新片相	フ場		元代の 4	
大方運動広場	南面 北面	大方町 2511	平成 25.4	16, 368
水内海洋サンカ		天下野町	平成 27.4	
水府海洋センタ	体育館(2分割) 柔道場	7233-2	平成 3.5	11,032
. =	米坦 勿	1433-4		

	ミーティングルーム				
	プール				
天下野運動公園	運動広場 (野球場)	工下配叶7 999			
	テニスコート	天下野町7233- 2	平成 1.4	21, 909	
	(ハードコート2面)	2			
松平運動公園	自由広場	松平町1164-1	平成 9.4	14, 001	
里美運動公園	多目的スポーツ広場	大中町 1335	昭和 59.4	45 909	
	(照明付)	八十町 1999	₩ 白 /	45, 892	
温水プール		増井町 360	平成 15.8	9,060	



発行 常陸太田市教育委員会スポーツ振興課

〒313-0007 茨城県常陸太田市新宿町1番地

 ${\rm Tel}0294{-}73{-}0090$